森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

中国最新法令〈速報〉

※月 2 回発行

2020 年 10 月 30 日号（No.339）

Ⅰ．全人代レベル
1.「輸出管理規制法」
2.『特許法』の改正に関する決定」
3.「生物安全法」
4.「未成年者保護法」
5.「『国旗法』の改正に関する決定」
「『国章法』の改正に関する決定」
6.「『全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法』の改正に関する決定」
Ⅱ．国務院レベル
Ⅲ．中央行政部門レベル
Ⅳ．司法解釈
Ⅴ．地方レベル
Ⅵ．その他（意見募集稿等）

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
https://www.mhmjapan.com/

弁護士　射手矢 好雄
☎ 03-5223-7713
弁護士　石本 茂彦
☎ 03-5223-7736
弁護士　江口 拓哉
☎ 06-6377-9402
弁護士　小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
弁護士　康　石
☎ 03-5223-7796
弁護士　森　規光
☎ 03-6266-8748

Ⅰ．全人代レベル

1.「輸出管理規制法」

（原文「出口管制法」）

中華人民共和国主席令第 58 号

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 10 月 17 日公布、2020 年 12 月 1 日施行

全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 10 月 17 日、「輸出管理法規制」（以下「本法」という。）を公布した。

本法は、商務部が 2017 年 6 月 16 日に公布した「輸出管理規制法（意見募集稿）」を踏まえ、2019 年 12 月公表の「輸出管理規制法（草案）」[1]に対する意見募集及び 2020 年 7 月公表の「輸出管理規制法（草案二次審議稿）」（以下「草案二次審議稿」という。）[2]に対する意見募集を経て、2020 年 10 月、全人代常務委員会第二十二回会議において「輸出管理規制法（第三次草案）」について審議が行われ、これが可決され成立した。

現在、中国では①「管理規制化学品管理条例」[3]、②「核輸出規制条例」[4]、③「軍

[1] 本ニュースレターNo.319（2020 年 1 月 24 日発行）をご参照ください。
[2] 本ニュースレターNo.332（2020 年 7 月 27 日発行）をご参照ください。
[3] 1995 年 12 月 27 日公布、2011 年 1 月 8 日改訂（国務院令第 588 号）
[4] 1997 年 9 月 10 日公布、2006 年 11 月 9 日改訂（国務院令第 480 号）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

需品輸出管理条例」[5]、④「核両用品及び関連技術輸出規制条例」[6]、⑤「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出規制条例」[7]及び⑥「生物両用品並びに関連設備及び技術輸出規制条例」[8]という 6 つの輸出管理行政法規が施行されているが、本法は、中国の国家安全及び利益[9]を保護することを目的として強調する趣旨の下、上記行政法規を統合したうえで法律として新たに制定されることとなった。

本法は、兵器・軍事技術の不拡散に関する国際レジームや、近時のいわゆる米中通商摩擦をはじめとする国際環境等を踏まえ、安全保障に関わる物品、技術、サービスの輸出（国外移転）について規制するものとなっており、新たに、「いずれかの国又は地域が輸出管理規制措置を濫用し、中国の国の安全及び利益をおびやかした場合、中国は、実際の状況に応じて当該国又は地域に対して「対等に措置」を講じることができる」という報復措置についての規定（48 条）が追加されたことも特筆すべき点となっている。

また、本法は、2020 年 12 月 1 日に施行される予定であるところ、関連する法律法規及び規制リストについては適時に制定・公布することとされており[10]、引き続き動向について注目する必要がある。

本法の主な内容は、以下のとおりである。

（1）輸出管理規制制度における規制品目及び規制対象行為等

本法は、両用品目[11]、軍需品[12]、核[13]並びに国際義務の履行及び国の安全及び利益の維持保護に関連するその他の貨物、技術、サービス等の品目（以下「規制品目」という。）の輸出管理規制に対し適用される（2 条 1 項）。規制品目には、当該品目に関連する技術資料等のデータも含まれると明示されているが、これは 2020 年 7 月に公布された草案二次審議稿にはなく、今回正式に公布された本法で新たに追加された内容となっている（2 条 2 項）。

また、本法にいう「輸出管理規制」とは、「中華人民共和国国内から国外への規制品目の移転」及び「中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織による外国組織及び個人に対する規制品目の提供」に対し、禁止措置又は制限的措置を講じることをいう（2 条 3 項）。

---

[5] 1997 年 10 月 22 日公布、2002 年 10 月 15 日改訂（国務院・中央軍事委員会令第 366 号）
[6] 1998 年 6 月 10 日公布、2007 年 1 月 26 日改訂（国務院令第 484 号）
[7] 2002 年 8 月 22 日公布（国務院令第 361 号）
[8] 2002 年 10 月 14 日公布（国務院令第 365 号）
[9] 正式に公布された本法では、草案二次審議稿 9 条、12 条、18 条について、「国家安全」のためとのみ記載された箇所について、「利益」という言葉も付け加え、「国家の安全及び利益」と最終的に規定された。総体国家安全観を体現させて、本法が国家安全及び利益を保護する目的を強化する意図で修正したとされている。全国人民代表大会憲法及び法律委員会による「中華人民共和国輸出管理規制法（草案）」に関する審議結果の報告をご参照。http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/234e49dc586b456eadaa40785991dc8a.shtml
[10] 2020 年 10 月 22 日商務部記者会見による。http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh/20201022.shtml
[11] 民生用途を有し、軍事用途も有する又は潜在的軍事力の向上に資する、特に大量破壊兵器の設計、開発、製造もしくは使用に用いることができる貨物、技術及びサービスをいう（2 条 4 項）。
[12] 軍事目的に用いる装備、専用生産設備並びにその他の関連する貨物、技術及びサービスをいう（2 条 5 項）。
[13] 関連する核物質、核設備、原子炉用非核物質並びに関連する技術及びサービスをいう（2 条 6 項）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

後者の「中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織による外国の組織及び個人に対する規制品目の提供」は一般的に「みなし輸出」と呼ばれるが、条文の文言上、行為が行われる場所についての地域的な限定が付されていないため、中国の個人・組織が、中国国内において外国の個人・組織に規制品目を提供することがこれに該当することに加えて、中国の個人・組織が中国国外において外国の個人・組織に規制品目を提供することも含まれる可能性がある。この点については、草案段階から日本を含む諸外国からの懸念が表明されていた[14]が、今回正式に公布された本法においても、修正されることなく、草案と同様の文言が維持されている。

さらに、「再輸出」（原文「再出口」）についても、これがいわゆる「再輸出」（既に中国国外に輸出された規制品目を輸出先の国から他国へ輸出すること）に対する規制という趣旨なのかが懸念点とされてきたが、結局、草案段階の不明確な文言が維持され、本法の関連規定に基づき実施される旨のみが規定されている（45 条）。

（2）輸出管理規制制度の実施体制

輸出管理規制制度の実施体制については、国務院及び中央軍事委員会における輸出管理規制を担当する部門（輸出管理規制管理部門、以下「本管理部門」という。）が、各自の職責により輸出に関する事項を管理すると規定された（5 条 1 項）。

また、本管理部門と国務院の各関連部門とが協力し、情報共有を強化して、国は輸出管理規制業務の調整メカニズムを構築し、輸出管理規制業務に関わる重大事項の調整を統一的に行うと規定された（5 条 2 項）。本管理部門は、輸出管理規制ガイドラインを適時に公布し、輸出経営者が輸出管理規制に関するコンプライアンス制度を構築することを指導する（5 条 4 項）。

（3）輸出管理規制の具体的な内容

① 規制リスト及び臨時規制

本管理部門は関連部門と協同して、規制品目の輸出管理規制リスト（以下「規制リスト」という）を制定、調整し、公布する（9 条 1 項）。

一方、上記規制リスト以外の貨物、技術及びサービスに対して、2 年を超えない期間で臨時規制を実施することができると規定されている。本管理部門は、臨時規制実施期間満了前に、遅滞なく評価を行い、評価結果に基づいて臨時規制を取消すか、延長するか又は臨時規制品目を規制リストに追加するかにつき決定しなければならない（9 条 2 項）。

② 禁止命令

国家安全及び利益の維持保護、国際義務を履行する必要に基づき、本管理部門は、国務院の認可を受け、又は国務院及び中央軍事委員会の認可を受け、関連規制品目

[14] 米欧日主要産業団体は、米欧日三極共同意見書（2018 年 2 月 14 日）を商務部に対して提出しており、2020 年 1 月には輸出管理法草案について、2020 年 8 月には、草案二次審議稿について、それぞれ意見書を提出している。上記諸意見書では、みなし輸出につき、日常的な企業活動に支障をきたすおそれが懸念され、改善が求められてきた。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の輸出、または関連規制品目の特定対象国及び地域、特定の組織及び個人に対する輸出を禁止することができると規定された（10 条）。

③ 輸出経営者に対する管理

法律に基づき関連規制品目について輸出経営資格を取得する必要がある場合、輸出経営者は、相応の資格を取得しなければならない（11 条）。

また、輸出経営者が輸出管理規制に関する内部コンプライアンス制度を構築し、その実施状況が良好である場合、本管理部門は、当該輸出経営者に対して、関連規制品目の輸出について一定の利便措置を講じることができると規定されている（14 条）。

④ 輸出許可制度

輸出経営者は、規制リストに記載されている規制品目及び臨時規制の対象となっている規制品目を輸出する際、本管理部門に対して輸出許可を申請しなければならない（12 条 1 項）。

本管理部門は、本法 13 条に規定された諸要素[15]を総合的に考慮したうえ、当該輸出を許可するかどうかの決定をする。

加えて、規制リストに記載されていない貨物、技術及びサービスについても、①輸出経営者が関連する貨物、技術及びサービスに国家安全及び利益を脅す等のリスク[16]が存在すると知っている場合、②上記リスクが存在することを知り得べき場合、又は③本管理部門から上記リスクが存在するとの通知を受けた場合には、輸出経営者は、本管理部門に対し、輸出許可を申請しなければならないと規定された（12 条 2 項）。

⑤ 最終使用者及び最終用途管理及び管理制御リスト

輸出経営者は、国の本管理部門に対して、最終使用者又は最終使用者の所在する国・地域の政府機関が発行した、輸出しようとする規制品目に関する最終使用者及び最終用途の証明文書を提出しなければならないと規定されている（15 条）。

さらに、最終使用者は、国の本管理部門の許可なしに関連規制品目の最終用途を変更したり第三者に譲渡したりしないことを誓約しなければならず（16 条 1 項）、輸出経営者又は輸出者が、最終使用者または最終用途が変更される可能性を発見した場合には、速やかに、本管理部門に報告しなければならないこととされている（16 条 2 項）。

本管理部門は、規制品目の最終使用者及び最終用途のリスク管理制度を構築し、

[15] 具体的には、（1）国家安全及び利益、（2）国際義務及び対外的承諾、（3）輸出類型、（4）規制品目の機微程度、（5）輸出対象国家又は地域、（6）最終使用者及び最終的な使用目的、（7）輸出経営者の関連する信用記録、（8）法律、行政法規により規定するその他の要素を総合的に考慮すると規定されている（13 条）。

[16] 具体的には（1）国家安全及び利益を危害する、（2）大量破壊兵器又はその輸送機関の設計、開発、生産又は使用に用いられる、（3）テロリズム目的に用いられるリスクがある場合。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

規制品目の最終使用者及び最終用途に対して評価・調査[17]を行い、最終使用者及び最終用途の管理を強化するとされている（17 条）。

本法 18 条では、管理制御リストに関する規定が置かれている。同条 1 項では、本管理部門が、最終使用者及び最終用途の管理要求に違反する輸入者及び最終使用者等につき管理制御リストを制定することが規定されており、同条 2 項では、本管理部門が、当該管理制御リストに登録された輸入者及び最終使用者について、関連規制品目の取引を禁止し、制限し、又は輸出中止を命じる等の必要な措置を講ずることができることが規定されている。

同条 3 項及び 4 項は、草案第二次審議稿にはなく、本法で新たに追加された条文である。3 項では、輸出経営者は当該管理制御リストに違反して取引を行ってはならないと規定されているが、特殊な場合においては、例外措置につき申請可能とされている。4 項では、当該管理制御リストに加えられた輸入業者や最終使用者が、一定の措置を講じることにより、当該管理制御リストからの削除を申請することができると規定されている。

さらに、本法は、輸出経営者の違法行為のために、代理、貨物運輸、配達、通関、電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供することにつき禁止している（20 条）。

（5）輸出監督管理及び法律責任

本管理部門は法に基づき、輸出管理規制制度に関わる監督管理を担当する。具体的には、本管理部門は、本法の規定に違反した疑いのある者に対し、営業場所への立入検査、調査に関わる品目の封印・差押え、被調査者の銀行口座の取調べ等の調査を行うことができるとされている。（28 条 2 項）

本法の規定に違反した行為に対して、違法行為の停止命令、違法収入の没収、過料、営業停止・是正命令、関連資格、許可証の取消などの罰則を規定している（33 条～39 条）。さらに、輸出経営者の行政処罰関連情報を全国信用情報共有プラットフォームに記録し、当該輸出経営者が輸出経営活動に従事することを一定の期間または永続的に禁止するという処罰手段も規定されている（39 条）。

また、本法 43 条では、本法の輸出規制管理に違反し、国家安全及び利益に危害を及ぼした場合には、本法の規定に基づき処罰することに加えて関連する法令に基づき処罰しなければならないことが新たに追加して規定された。

その他、草案段階で、議論を呼んでいた[18]本法の域外適用については、草案の文言が維持された形となり、国外の組織及び個人が本法に関連する輸出規制管理規定に違反し、中国の国家安全及び利益を侵害し、不拡散等の国際義務の履行を妨げる場

[17] 調査（原文「核查」）について、最終使用者についての実地調査まで含まれるか、草案段階では論点となっていたが、正式に公布された本法においても当該文言を維持した。今後の運用等について注目する必要があると考えられる。
[18] 例えば、草案第二次審議稿についての日米共同声明では、国際法の属地主義の原則、罪刑法定主義の観点から疑問を呈していた。https://www.jftc.or.jp/proposals/2020/20200811_1.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

合、法に基づいて処理し、法的責任を追及することが規定されている（44 条）。

（全 49 条）

2. 「『特許法』の修正に関する決定」

（原文「关于修改《中华人民共和国专利法》的决定」）

中華人民共和国主席令第 55 号

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 10 月 17 日公布、2021 年 6 月 1 日施行

全国人民代表大会常務委員会は、2008 年に改正された中国特許法（以下「現行特許法」という。）について、中国の経済・科学技術の進展及び社会情勢の変化に順応し、さらに国際基準に適合させるべく、2012 年以降、改正草案を公表する等の準備を進めてきた。全国人民代表大会常務委員会は、二回の意見募集を経て[19] [20]、2020 年 10 月 17 日に「特許法」の修正に関する決定（以下「本決定」という。）を公布した。本決定は 2021 年 6 月 1 日に施行される。

本決定の主な内容は以下のとおりである。

（1）意匠特許に関する改正

本決定は、意匠の定義について「製品全体又は一部の形状、模様又はその結合並びに色彩と形状、模様の結合について打ち出される美感に富みかつ工業上の応用に適した新デザインを指す」（1 条）と修正し、「一部」を追加することにより、部分意匠も意匠特許の保護対象となった。

また、国内優先権制度は、中国国内で出願された特許については、発明特許、実用新案特許にだけ認められていたが、本決定では、意匠特許の国内優先権制度が新設され、意匠特許を中国で初めて特許出願をした日から 6 ヶ月以内に、同様の主題について特許行政部門に特許を出願した場合、国内優先権を受けることができると規定された（9 条）。

なお、優先権を主張する場合、発明特許、実用新案特許については、初めて出願した日から 16 ヶ月以内、意匠特許については、3 ヶ月以内に特許出願の複本を提出しなければならないと規定されている（10 条）。

さらに、意匠特許の保護期間について、現行法に規定する出願日から 10 年から 15 年に延長された（12 条）。中国は、現在「意匠の登録に関するハーグ協定」（以下「ハーグ協定」という。）への加入を積極的に検討しているため、意匠特許の保護期間について、ハーグ協定の規定に合わせる形となった。

---

[19] 本法草案第二次審議稿については、本ニュースレターNo.334（2020 年 8 月 24 日発行）をご参照ください。

[20] 特許法改正案草案について、全国人民代表大会常務委員会は、第一次審議を経て、2019 年 1 月 4 日に意見募集稿を公表していた。当該意見募集の結果に基づき、特許法改正案について修正が行われた後、全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 6 月 23 日に、第二次審議を行い、2020 年 7 月 3 日に第二次審議稿についての意見募集稿を公表した。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

（2）職務発明に関する改正

本決定では、職務発明に関わる単位は、法に基づき職務発明創造の特許を出願する権利及び特許権を処分することができると条文上明確に記載した（2 条）。また、特許権を取得した単位が株式、オプション、配当等の方法で、発明者又は創作者に発明による利益を合理的に享受させることを奨励することも明記された（4 条）。

（3）特許権濫用防止について

本決定では、特許権の濫用防止するための規定を設けた（5 条）。特許申請及び特許権の行使は、誠実信用原則を遵守し、公共利益又は他人の合法的な権利を損害してはならないと定められた（5 条 1 項）。また、特許権の濫用が競争を排除又は制限し、独占行為を構成した場合、「独占禁止法」に基づき処理すると規定された（5 条 2 項）。近時、関心が高い標準必須特許について、特許権利者の FRAND 条件[21]に反する権利行使を抑制することを念頭に置いた規定だと考えられる。

（4）特許審査期間に対する補償制度の新設

本決定では、特許出願日から満 4 年、かつ、実体審査請求日から満 3 年を経過して発明特許権が付与された場合、特許権者は特許権付与に関しての不合理な遅延について、特許有効期間の補償を求めることができると規定された（12 条 2 項）。

（5）薬品関連特許に関する改正

新薬について、薬品の上市審査評価・審査認可[22]にかかった時間を補償するために、特許権者の請求に基づき、中国で上市許可を取得した新薬の発明特許に対して、国務院特許行政部門は、補償的に有効期間を付与することができると規定された（12 条 3 項）。

また、本決定では、薬品に関する特許紛争の早期解決制度が導入された。通常、特許権侵害について提訴する場合は、実際に特許権を侵害する製品について製造、販売等が実施されてからとなっている。しかし、本法では、薬品が上市審査評価・審査認可の手続きが進行している最中、すなわち、薬品が正式に製造、販売される前に、薬品上市許可の申請人及び特許権者又は利害関係人との間で、申請された薬品について、特許権に関する紛争が生じた場合、関連当事者が人民法院に提訴し、当該申請された薬品にかかる技術案が申請人以外の者の薬品特許権の保護範囲に含まれているかどうかについて判断を求めることができると規定された。また、薬品監督管理部門は上記の裁判結果に基づき、関連薬品の上市許可の認可手続きを一時的に中止するか否かを判断することができるとされている（27 条 1 項）。また、今後、薬品監

[21] FRAND 条件とは、標準必須特許についてライセンスを付与する際における、「公平、合理的かつ非差別的（Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory）」な条件を指す。

[22] 「薬品登録管理規則」では、薬品登録申請人が、薬品を市場に流通するための上市許可を申請した後、国家薬品監督管理局薬品審査評価センターは、薬品の上市審査評価を行い、合格した場合、薬品の上市について認可を行い、薬品登録証書を交付すると定められている（同法 34 条、38 条、39 条）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

督管理部門が特許行政部門と協同して、薬品上市許可の審査認可に係る制度と、上市許可の申請段階における特許権紛争解決のための制度との連携規則を制定し、国務院の同意を得てから当該規則を実施する旨、今後の制度設計方針についても明記された（27 条 3 項）。草案第二次審議稿と比べて、正式に公布された本規定では、上記制度の具体的な内容については今後の検討に委ねるとして、より慎重な姿勢が示されている[23]。今後、上記の連携規則等の制定について引き続き注目していく必要があると考えられる。

（6）特許開放許諾制度の新設

本決定では、特許権者があらゆる単位又は個人に特許を実施する権利を許諾する場合の、特許開放許諾の設定、終了、利用方法、紛争解決についての規定が設けられた（16 条～18 条）。

また本決定では、特許開放許諾が実施されている期間中は、特許権者が納付すべき特許年金について相応な減免を行うと新たに規定された（17 条 2 項）。また、特許権者は被許諾者と協議して通常許諾を付与することはできるが、当該特許について独占許諾又は排他的許諾は付与してはならないと規定された（17 条 3 項）。

（7）行政による紛争解決

中国では、特許権侵害が発生した場合、人民法院へ提訴する司法ルートの他に、特許業務管理部門に差し止めを求める行政ルートが存在する（現行特許法 60 条）。特許法では、特許業務管理部門は、当該行政区内の事件を管轄すると定められているが（現行特許法 3 条）、本決定では全国において重大な影響がある事件に限り、特許権者又は利害関係人は中央の国務院特許行政部門に対して、当該特許侵害紛争を処理することを請求できると規定された（22 条 1 項）

また、地方の特許行政機関が、特許権者又は利害関係人の請求に基づき、特許侵害紛争を処理する際に、同一地域内での同一特許権に基づく複数の紛争処理案件の合併又は複数地域に跨る案件の上級地方政府の特許業務部門による紛争処理等の規定が設けられた（22 条 2 項）。

（8）損害賠償金額に関する改正

本決定では、特許権の損害賠償金額の決定方法について規定し、特許権を故意に侵害し、情状が重大である場合は、上記決定方法により確定された損害額の 1 倍以上 5 倍以下の金額で、損害賠償金を確定することができるとの懲罰的損害賠償の規定が追加された（23 条 1 項）。

さらに、損害賠償額を確定することが困難な場合、人民法院は特許権の類型、権利

[23] 全国人民代表大会憲法及び法律委員会による「中華人民共和国特許法修正案（草案）」に関する審議結果の報告によれば、本条の規定については、草案二次審議稿の意見募集で寄せられた意見を採択したとのことである。http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/d43160bfb7a04a98a4058d2ce46053dd.shtml

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、3 万元以上[24]500 万人民元以下の賠償を確定することができると規定され、現行法に定める上限金額の 100 万元から大幅に引き上げられる形となった（23 条 2 項）。また、人民法院が賠償金額を確定する際の、権利侵害者に対する帳簿提出命令及び立証妨害時に権利人の提出する主張及び証拠を参考にできる旨の規定も設けられた（23 条 4 項）。

（9）その他

その他、本決定による主な改正内容は以下のとおりである。

①特許権の新規性喪失の例外として、国家に緊急状態又は非常事態が生じたとき、公共利益の目的で当該発明創造が初めて公開された場合が追加された（7 条）。

②非特許事由に、「原子核の変換方法」が追加された（8 条）。

③特許侵害訴訟において、人民法院又は特許事務管理部門が特許権評価報告の提出を要求できるだけでなく、特許権者、利害関係人又は被疑侵害者が任意で提出することができると新たに規定された（19 条）。

④特許を冒用したときの過料について、違法所得の 5 倍以下、違法所得がない場合又は違法所得が 5 万元以下の場合は 25 万元以下の過料を処することができると規定され、過料が引き上げられた（20 条）。

⑤本決定では、本決定草案第二次審議稿について寄せられた意見を採択し[25]、特許権者又は利益関係人は、第三者が特許権を侵害又は侵害しようとしていることについて証明できる証拠があり、直ちに差し止めなければ当該合法的権益について回復困難な損害を受ける可能性があるときは、提訴に先立って人民法院に対して、財産保全、又は一定の行為を行うよう若しくは一定の行為を禁止するよう命令する措置を申請することができると新たに規定された（24 条）。

⑥特許権侵害又は特許権出願後付与前における使用料の未払いについての訴訟時効が、現行法の 2 年から 3 年に修正され、民法総則における訴訟時効の規定に合わせられた（26 条）。

（全 29 条）

3.「生物安全法」

（原文「生物安全法」）

中華人民共和国主席令第 56 号

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 10 月 17 日公布、2021 年 4 月 15 日施行

[24] 草案二次審議稿では、損害賠償額の下限が撤廃されたが、本規定では、下限について、現行特許法に規定する 1 万元から 3 万元と引き上げ、新たに規定した。

[25] 全国人民代表大会憲法及び法律委員会による「中華人民共和国特許法修正案（草案）」に関する審議結果の報告によれば、本条の規定については、草案二次審議稿の意見募集で寄せられた意見を採択したとのことである。http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/d43160bfb7a04a98a4058d2ce46053dd.shtml

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

2020 年 10 月 17 日、全国人民代表大会常務委員会は、「生物安全法」（以下「本法」という。）を公布した。「生物安全法」については、2019 年 10 月 21 日と 2020 年 4 月 30 日に意見募集稿が公布されており、本法はこれらに対する意見募集の結果を反映したものである。

本法は、国の安全の維持[26]、生物安全に対する危険の防止、人民の生命健康の保障、生物資源及び生態環境の保護、生物技術の健全な発展の促進を目的としている（1 条）。

本法は 2021 年 4 月 15 日より施行される予定である。

本法の主な内容は以下のとおりである。

（1）本法の適用範囲

本法によれば、生物安全とは、国が危険生物因子等による危険を有効に防止し対処すること、生物技術が安定的かつ健全に発展できること、人民の生命健康及び生態システムが相対的に危険がなくかつ脅威を受けない状態にあること、生物関連分野が国家の安全を維持し、継続して発展する能力を具えることをいい、具体的には以下のような活動が本法の適用対象となる（2 条）。

①新たな重大な突発伝染病や動植物の疫病の防止及び制御
②生物技術の研究、開発及び応用
③病原微生物の実験室の安全管理
④ヒト遺伝資源及び生物資源の安全管理
⑤外来種の侵入の防止及び生物の多様性の保護
⑥微生物薬剤耐性[27]への対応
⑦バイオテロの防止及び生物兵器による危険の防止
⑧その他の生物安全に関連する活動

（2）生物安全に対する危険の防止・制御体制

国の生物安全に関する業務の意思決定は中央国家安全指導機構（中国共産党中央国家安全委員会を指す。）が行う。その他、中央国家安全指導機構は国の生物安全に関する戦略及び重大な方針・政策の検討、制定及び実施の指導などを行う（10 条 1 項）。

また、国は、生物安全に対する危険の監視・事前警報制度、調査・評価制度、生物安全に関する情報の共有・公表制度、生物安全名簿及びリスト制度[28]、生物安全の標準化制度、審査制度、応急制度、生物安全事件の調査・原因究明制度、動植物等の輸

[26] 2020 年 2 月 14 日、習近平が中央全面深化改革委員会の第 12 回会議で、生物安全を国家安全の体系に組み込むと発言した。これを受けて、2020 年 5 月 11 日、中国共産党中央委員会及び国務院は、「新時代に社会主義市場経済体制の改善の推進に関する意見」を公布し、生物安全を国家安全の体系に組み込むことを明確に規定した。

[27] 微生物薬剤耐性とは、微生物に抗微生物薬に対する耐性が生まれ、抗微生物薬が微生物の感染を有効に制御できなくなることを言うとされている（85 条 9 号）。

[28] 国務院及び関連部門は、生物安全業務の必要により、生物安全に関する原材料、設備、技術、活動、重要生物資源データ、伝染病、動植物疫病、外来侵入種等につき、名簿又はリストを制定、公布し、かつ動態調整する（18 条後段）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

入に関する制度、国外における重大生物安全事件の対応制度を確立するとされている（13 条から 24 条）。

（3）生物安全に関する具体的な制度

本法は、生物安全に関して以下を定めている。

①新たな重大な突発伝染病や動植物の疫病の防止及び制御について

国務院の衛生健康、農業農村、林業草原、税関、生態環境の主管部門は、新たな重大な突発伝染病や動植物の疫病の監視・測定ネットワークを構築し（27 条）、共同防止・制御体制を確立し、伝染病や疫病の研究、判断を行う（30 条）。

個人や医療機関等は伝染病や疫病を発見した場合は即時に報告し、いかなる組織や個人も情報を隠ぺいしてはならない（29 条）。

②生物技術の研究、開発及び応用について

生物技術の研究、開発及び応用の実施者はその安全に対して責任を負い（35 条）、国の安全管理規範を遵守しなければならない（37 条 1 項）。

国は生物技術の研究、開発活動に対して管理を実施し（36 条）、生物安全に関する重要設備及び特殊生物因子の追跡・管理を実施し、管理制御リストに収録されている重要設備及び特殊生物因子の購入や導入につき登記制度を実施する（39 条 1 項）。

③病原微生物の実験室の安全管理について

病原微生物の実験室の設立に当たっては審査、認可を受け又は届出[29]を行わなければならない（44 条 1 項）。また、病原微生物実験室は生物安全に関する管理措置や緊急対応案等を整備しなければならない（47 条から 50 条）。

④ヒト遺伝資源及び生物資源の安全管理について

外国の組織、個人及びこれらが実質的に支配する機構は、中国国内において中国のヒト遺伝資源[30]を採集、保存してはならず、また中国のヒト遺伝資源を国外に提供してはならない（56 条 4 項）[31]。

また、外国の組織、個人及びこれらが実質的に支配する機構は、中国の生物資源を

[29] どのような場合に審査、認可、届出となるのかの詳細は「病原微生物実験室生物安全管理条例」（2004 年公布、2018 年修正）において規定されている。

[30] ヒト遺伝資源には、ヒト遺伝資源材料及びヒト遺伝資源情報が含まれる。ヒト遺伝資源材料とは、人体のゲノム、遺伝子等の遺伝物質を含む器官、組織、細胞等の遺伝材料をいう。ヒト遺伝資源情報とは、ヒト遺伝資源材料の利用において発生するデータ等の情報資料をいう。（85 条 8 号）

[31] 2020 年 8 月 28 日に公布された「『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の修正、公布に関する公告」（本ニュースレターNo.336（2020 年 9 月 18 日発行）ご参照）により、技術輸出入管理条例 29 条に基づいて定められている「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」が改正され、輸出制限技術とされている「バイオテクノロジー役製造技術」について、新たに生ワクチンの製造に用いられる菌種、ウイルスの選抜育種技術など一定の菌種、ウイルスの選抜育種技術が追加されており、本法との二重管理となる可能性がある。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

取得、利用するときは認可[32]を得なければならない（58 条 2 項）。

これに対し、中国の組織又は個人が中国のヒト遺伝資源材料を国外に運送、郵送又は持ち出しをしようとするときは国務院科学技術主管部門の審査を経なければならない（56 条 1 項）。

また、中国の組織又は個人がヒト遺伝資源情報を外国の組織、個人及びこれらが実質的に支配する機構に提供し又は使用させる場合は、国務院科学技術主管部門に対して事前報告を行い、かつバックアップ情報を提供しなければならない（57 条）。

⑤外来種の侵入の防止及び生物の多様性の保護について

国は外来種の侵入に対する防止と対応を強化し、外来種のリスト及び管理規則を制定する（60 条）。

⑥バイオテロの防止及び生物兵器による危険の防止について

国はバイオテロに利用し得る生物体や技術に関するリストを作成し、それに対する監督・管理を強化する（62 条）。

⑦生物安全能力の構築について

国は生物安全事件への対応能力を向上させ（66 条 1 項）、生物安全科学技術の研究を支持し（67 条）、生物安全のインフラの建設と専門人材育成を促進し（68 条、69 条）、生物安全リスクの防止制御の物資備蓄を強化する（70 条）。

（4）法律責任

本法の規定に違反した場合、生物安全管理の職責を負う者に対して処分を課し、組織又は個人に過料を課し、また関連許可を取り消すとされ、犯罪になった場合は刑事責任を追及するとされている（72 条から 84 条）。

（全 88 条）

4.「未成年者保護法（改正）」

（原文「中华人民共和国未成年人保护法」）

中華人民共和国主席令第 57 号

全国人民代表大会常務委員会、2020 年 10 月 17 日公布、2021 年 6 月 1 日施行

2020 年 10 月 17 日、未成年者保護法の改正法案が第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 22 回会議において可決され、2021 年 6 月 1 日から施行される。今回の改正では現行法の規定をベースに、未成年者（満 18 歳に満たない者（2 条、131 条））

[32] どの機関の認可を受けなければならないかは分野によって異なる。例えば種の国外への提供に当たっては、省レベルの農業と林業の主管部門に申請し、省レベルの主管部門の審査を受けた後、国の農業又は林業の主管部門に提出して審査を受ける必要がある（種子法 11 条）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の保護を強化する新たな制度が複数追加され、より未成年者の権利の保護に資するものとなっており、全体の条文数も現行法の 72 条から 132 条にまでほぼ倍増した。

本改正の主な内容は、以下のとおりである。

（1）未成年者の権益侵害の強制報告義務

未成年者に密接に接触する組織[33]及びその職員は、未成年者の心身の健康が害され、害される疑いがあり、又はその他のリスクに直面していることを職務中発見した場合には、直ちに公安、民政、教育等の関連部門に報告しなければならない（11 条）。

（2）従業員募集時の犯罪記録照会義務等

未成年者に密接に接触する組織が従業員を募集する場合には、応募者に性的侵害、虐待、誘拐・人身売買、暴力・傷害等の違法な犯罪記録がないかを公安機関、人民検察院に照会しなければならず、応募者に上記の行為に関する記録があることが判明した場合には、その者を採用してはならない（62 条）。

性的侵害、虐待、誘拐・人身売買、暴力・傷害等の違法犯罪者情報問い合わせシステムが構築され、上記組織は無料で問い合わせを行うことができる（98 条）。

（3）宿泊施設事業者の未成年者に対する保護責任の明確化

ホテル・旅館等の宿泊施設の事業者が未成年者を宿泊させる場合、又は未成年者と成年者を一緒に宿泊させる場合には、父母又はその後見人の連絡先、宿泊者の身分関係等の関連状況を質問しなければならない。違法な犯罪の疑いがあることを発見した場合には、直ちに公安機関に報告し、遅滞なく未成年者の父母又はその他の後見人に連絡しなければならない（57 条）。

（4）オンライン上の未成年者保護措置

オンライン製品及びサービスの提供者は、未成年者に対し、ネット依存症を誘発する製品やサービスを提供してはならず、オンラインライブ配信サービス提供者は、16 歳未満の未成年者に対し、オンラインライブ配信者のアカウント登録サービスを提供してはならない。いかなる組織又は個人も、インターネットを通じて、文字、画像、音声・動画等の形式によって、未成年者に対し、侮辱、誹謗、威嚇又は悪意によるイメージ毀損等のネットいじめ行為を行ってはならない（73 条～80 条）。違反する場合、公安、インターネット情報、電信、新聞出版、ラジオテレビ、文化及び観光などの部門により処罰される。違法所得が没収されるほか、違法所得が 100 万元以上の場合はその 1～10 倍の、違法所得が 100 万元未満の場合は 10 万元以上 100 万元以下の過料に処せられ、是正しない又は情状が重い場合、営業許可証又は関連の許可証を取消される可能性がある（127 条）。

[33] 本法 130 条 1 号によれば、未成年者に密接に接触する組織とは、学校等の教育機構のほか、早期教育サービス機構、学校外託児・臨時看護機構、家政サービス機構、その他の未成年者に対し教育、訓練、監護、救助、監護、医療等の職責を負う企業事業単位や社会組織等を指すとされている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

このほか、改正後の未成年者保護法は、未成年者の父母又はその他の後見人が履行すべき後見の職責及び実施してはならない行為を明確に列挙し（16、17 条）、他人に委託して児童を預かってもらう余地を認め（22 条）、後見人が行方不明である場合等において、民政部門が法に基づき未成年者に対し後見を行う国家後見制度（92 条、94 条）等を明確に定めた。

（全 132 条）

5.「『国旗法』の改正に関する決定」

（原文「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国国旗法》的决定」）

中華人民共和国主席令第 59 号

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 10 月 17 日公布、2021 年 1 月 1 日施行

「『国章法』の改正に関する決定」

（原文「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国国徽法》的决定」）

中華人民共和国主席令第 60 号

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 10 月 17 日公布、2021 年 1 月 1 日施行

全国人民代表大会常務委員会は、国家の尊厳を維持し、愛国主義の精神を発揚させるため、2020 年 10 月 17 日、国旗法及び国章法の改正を決定した（以下、「本国旗法改正決定」及び「本国章法改正決定」という。）。両改正は 2021 年 1 月 1 日より施行される。両改正は、中央人民政府の香港駐在関連機構及びマカオ駐在関連機構に適用されることを明記したほか、国旗、国章のサイズの整備、使用場面・方法についての規定を加えた。

本改正前から「国旗法」及び「国章法」は、香港特別行政区基本法とマカオ特別行政区基本法の付属文書三に含まれ、香港特別行政区及びマカオ特別行政区にも適用されているが、本国旗法改正決定及び本国章法改正決定は、中央人民政府の香港駐在関連機構及びマカオ駐在関連機構に同法が適用されることを明記した（本国旗法改正決定 5 条、本国章法改正決定 2 条）。香港特別行政区及びマカオ特別行政区は、本改正前から現地の立法により「国旗法」及び「国章法」を実施しているため、本国旗法改正決定及び本国章法改正決定にそって当該現地法も改正されるものと見込まれる[34]。

本国旗法改正決定は、各級の国家機関、各人民団体及び大型広場、公園等の公共活動場所は、国慶節、国際労働節、元旦、春節及び国家憲法日等の重要な祝日や記念日に、国旗を掲揚しなければならず、民族自治区は、その設立記念日及び主要な伝統的

[34] 「『国旗法（改正草案）』に関する説明」及び「『国章法（改正草案）』に関する説明」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

民族の祝日に、国旗を掲揚しなければならず、企業事業組織、村民委員会、住民委員会、住民ビル（団地）は、一定の要件の下で国旗を掲揚しなければならないとする（本国旗法改正決定 6 条）。また、破損、汚損、色褪せ、または規格外の国旗を掲揚したり、逆さに掲揚したり、あるいは他国旗の尊厳を損なう態様で掲揚・使用してはならないとした（本国旗法改正決定 13 条）。

本国章法改正決定は、国民は、厳粛な場所で国章バッジを着用して愛国感情を表現することができることを規定した（本国章法改正決定 8 条）。

（本国旗法改正決定 全 15 条、本国章法改正決定 全 12 条）

6. 「『全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法』の改正に関する決定」

（原文「全国人民代表大会常务委员会关于修改<中华人民共和国全国人民代表大会和地方各级人民代表大会选举法>的决定」）

中華人民共和国主席令第 61 号

全国人民代表大会常務委員会、2020 年 10 月 17 日公布、2020 年 10 月 18 日施行

2020 年 10 月 17 日、全国人民代表大会常務委員会は、「『全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法』の改正に関する決定」（以下「本決定」という。）を公布した。本決定は、中国共産党の第 19 期中央委員会第 4 回全体会議において提出された、人民代表大会代表選挙制度の整備及び基層の人民代表大会代表[35]の人数の増加を目的として、「全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法」（以下「選挙法」という。）を改正するものである。主な内容は以下のとおりである。

選挙法 2 条を新設し選挙の方針を明記した。すなわち、全国及び地方各級の人民代表大会の代表の選挙において、中国共産党による指導を堅持し、民主主義の充分な発揚を推進し、厳格に法を遵守することが明記された（1 条）。

また、郷鎮の合併及び郷鎮の街道への変更によって郷鎮レベルの人民代表大会の代表が減少している問題に対処するため、基層人民代表大会代表の定数の基数（最低数）を増やした。具体的には、改正前の選挙法 11 条 1 項 3 号及び 4 号[36]を変更し、区を設置しない市、市管轄区、県及び自治県の代表の定数の基数（最低数）を 120 名

[35] 人民代表大会の代表の選挙は、選挙人が直接代表を選挙する直接選挙、及び下級の人民代表大会が上級の代表を選挙する間接選挙に分けられる。法令上明確な規定は存在しないものの、基層の人民代表大会代表とは、区を設置しない市、市管轄区、県、自治県、郷、民族郷及び鎮の人民代表大会の選挙人が直接選挙した代表をいうと考えられている。

[36] 地方各級人民代表大会の代表の定数の基数（最低数）について、改正前の「選挙法」11 条 1 項 3 号本文では「区を設置しない市、市管轄区、県及び自治県の代表の定数の基数は 120 名とし、5,000 人ごとに 1 名の代表を増加することができる」と規定し、同 4 号本文では「郷、民族郷及び鎮の代表の定数の基数は 40 名とし、1,500 人ごとに 1 名の代表を増加することができる」と規定していた。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

から 140 名に変更し、郷、民族郷及び鎮の代表の定数の基数（最低数）を 40 名から 45 名に変更した（2 条）。

さらに、選挙法 14 条 2 項において、省、自治区又は直轄市の人民代表大会常務委員会は、上記変更後、人民代表大会の代表の総定数が改めて確定した場合、その状況を全国人民代表大会常務委員会へ届け出ることを新たに規定した（3 条）。

（全 4 条）

Ⅳ. 司法解釈

該当なし

Ⅴ. 地方レベル

該当なし

Ⅵ. その他（意見募集稿等）

該当なし

セミナー情報

- セミナー　『Gall Solicitors 共催セミナー「香港訴訟入門—香港における訴訟手続の使い方と留意点」』
  - 開催日時　2020 年 9 月 23 日（水）16:00～17:30
  - 講師　【森・濱田松本法律事務所】金丸 祐子
    【Gall Solicitors】宇賀神 崇、Nick Dealy 弁護士
  - 会場　ライブ配信

- セミナー　『【Web セミナー】コロナ禍の香港、現状と今後 —デモに国安法、そしてコロナ。在香港日系企業の存続と撤退』
  - 開催日時　2020 年 11 月 27 日（金）11:00～12:00
  - 講師　宇賀神 崇
  - 主催　株式会社オービックビジネスコンサルタント

文献情報

- 論文　「中国最新法律事情（245）『中国輸出禁止・輸出制限技術目録の修正」
  - 掲載誌　国際商事法務 Vol.48 No.10
  - 著者　鈴木 幹太、水本 真矢（共著）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

➢ 本　『アジア新興国の M&A 法制〔第 3 版〕』（2020 年 10 月刊）
出版社　株式会社商事法務
著者　【編著】武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、佐藤 貴哉、細川 怜嗣、畠山 佑介
【著】石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、高谷 知佐子、田中 光江、秋本 誠司、江平 享、小山 洋平、二見 英知、眞鍋 佳奈、川村 隆太郎、塙 晋、佐伯 優仁、井上 淳、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、竹内 哲、西本 良輔、川上 愛、増田 雅史、山口 健次郎、新井 朗司、西尾 賢司、今仲 翔、田中 亜樹、喜多野 恭夫、石塚 司、御代田 有恒、花村 大祐、パヌパン・ ウドムスワンナクン、岩澤 祐輔、小林 高大、プームパット・ウドムスワンナクン、大段 徹次、齋藤 悠輝、福島 翔平、片野 泰世、シャハブ 咲季、筑井 翔太、原田 昂、木内 遼、小坂 翔子、小林 花梨、紫垣 遼介、鋤﨑 有里、滝口 浩平、立元 寛人、逸見 優香、松尾 博美

NEWS

➢ 新型コロナウイルス対応　参考リンク集（随時更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細はこちら、英語版はこちらをご参照ください。

中国プラクティスグループ
射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、
山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、
岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、
呉馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO
〒100-8222　東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL ： 03-5223-7713
FAX ： 03-5223-7613
tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大厦 6 階　200120
TEL ： ＋86-21-6841-2500
FAX ： ＋86-21-6841-2811
shanghai@mhm-global.com

BEIJING
北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 316 号室　100004
TEL ： ＋86-10-6590-9292
FAX ： ＋86-10-6590-9290
beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.